

気仙沼市教育委員会定例会議事録

- 1 招 集 日 令和2年8月18日(火)
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出 席 者 教 育 長 小 山 淳
委 員 熊 谷 千 寿
委 員 熊 谷 清 子
委 員 菅 野 潔
委 員 熊 谷 正 子
- 4 欠 席 者 なし
- 5 説明のため出席した職員
教育部長 池 田 修
参事兼生涯学習課長 三 浦 永 司
教育総務課長 熊 谷 政 弘
学校教育課長 斎 藤 博 厚
学校教育課副参事 櫻 井 直 人
学校教育課副参事 小 松 幸 恵
- 6 委員会の書記 教育総務課課長補佐兼総務係長 村 上 明
- 7 傍 聴 人 なし
- 8 会議に付された議案
気仙沼市運動広場条例の一部を改正する条例制定に対する意見について
- 9 会議の概要
 - (1) 開 会 14時
○小山教育長
只今から、8月の教育委員会定例会を開催いたします。
 - (2) 前回議事録の承認
○小山教育長
7月定例会の議事録を送付いたしておりますが、御意見等ございませんか。
(意見なし)

○小山教育長

それでは、これを承認するものといたします。

(3) 議事録署名委員の指名

○小山教育長

本日の議事録署名委員は、菅野潔委員と熊谷正子委員にお願いいたします。

(4) 議事

○小山教育長

それでは、議事に入ります。

はじめに、専決処分報告について議題といたします。

専決処分報告第1号「気仙沼市総合体育館条例施行規則及び気仙沼市本吉総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明を求めます。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書1ページを御覧願います。専決処分報告第1号「気仙沼市総合体育館条例施行規則及び気仙沼市本吉総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

本件は、教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、気仙沼市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により令和2年7月17日付けで専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった各種大会の代替大会等を、市総合体育館又は本吉総合体育館で開催する際の施設使用料について必要に応じて減免することができるよう所要の改正を行ったものであります。

2ページが専決処分書、3ページが改正規則であります。

4ページ、5ページが新旧対照表で、下線部分が改正点であります。

新旧対照表により御説明いたします。4ページが第1条関係、気仙沼市総合体育館条例施行規則の一部改正で、使用料の減免に関し規定している第7条に、第8号として「教育委員会が特に認める場合 教育委員会が認める割合」を加えるものであります。

5ページは第2条関係、気仙沼市本吉総合体育館条例施行規則の一部改正で、第7条に、第8号として「教育委員会が特に認める場合 教育委員会が認める割合」を加えるものであります。

恐れ入りますが3ページにお戻り願います。附則でございますが、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上のおりでありますので、よろしくお願いたします。

○小山教育長

只今の説明に対し、御質問等ございませんか。

○熊谷千寿委員

教育施設訪問の際に、本吉総合体育館から、気仙沼市総合体育館と同じような料金体系に一部したい、回数券制度の導入について要望が出ていましたが、その点は含まれていないとの認識で良いでしょうか。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

今回の改正は、中体連、高体連等が主催であった大会が中止になった場合、主催者が替わっても趣旨など内容等が同じであれば使用料を減免できるよう、これまで規定されていなかった「教育委員会が必要と認めた場合」として追加し、代替大会の使用料を減免できるよう改正を行うものです。

○教育部長

教育施設訪問時、本吉総合体育館の館長から出された、ケー・ウェブと料金体系に違いがあるとの意見については、別途、体協を含めて協議をしたいと考えております。

○小山教育長

その他、御質問等ございませんか。
(質問なし)

○小山教育長

他にないようですので、専決処分報告第1号「気仙沼市総合体育館条例施行規則及び気仙沼市本吉総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」承認することに御異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第1号は原案のとおり承認するものとします。
次に、専決処分報告第2号「令和3年度使用教科用図書の採択について」事務局の説明を求めます。

○事務局（学校教育課長）

議案書6ページを御覧願います。専決処分報告第2号「令和3年度使用教科用図書の採択について」御説明いたします。

本件は、令和2年7月29日に専決処分したものでありますが、教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案書6ページ以降からの専決処分について御説明申し上げます。

本市は、宮城県が設置している教科用図書の共同採択地区として、南三陸町とともに「気仙沼地区共同採択地区」に属しているところですが、来年度に使用する「小学校用教

科用図書」，「中学校用教科用図書」及び「学校教育法附則第9条による一般図書」について、この度、気仙沼地区教科用図書採択協議会において採択され、気仙沼市教育委員会としましても専決処分により採択しました。

令和3年度使用教科用図書の採択結果についてであります。普通学級で教科書として使用する文部科学省検定教科書については、「令和3年度使用教科用図書の採択一覧表」として、小学校用教科用図書が8から10ページのとおり、また、中学校用教科用図書が11ページのとおり、それぞれ採択決定しております。

特別支援学級で使用する教科用図書については、文部科学省著作教科書は教科書会社ではなく文部科学省が直接編集しているものであり、手続きとして毎年度採択しております。「令和3年度使用教科用図書の採択一覧表」12～14ページが小学校用、15・16ページが中学校用であります。

以上、報告いたします。

○小山教育長

只今の説明に対し、御質問等ございませんか。

(質問等なし)

○小山教育長

質問等がないようですので、専決処分報告第2号「令和3年度使用教科用図書の採択について」承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第2号は原案のとおり承認するものとします。

○小山教育長

次に、議案の審議に移ります。

議案第1号「気仙沼市運動広場条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」事務局の説明を求めます。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書の17ページを御覧願います。議案第1号「気仙沼市運動広場条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」御説明申し上げます。

本件は、市議会9月定例会に提案する教育関係の条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められたもので、異議のない旨申し出ることに関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項の規定により教育委員会の議決を必要とするため、提案するものであります。

今回の改正は、唐桑運動場の移転整備に伴い、その位置に係る規定を改めるものであります。18ページは改正する条例案であります。

19 ページは新旧対照表で、下線部分が改正点であります。新旧対照表により御説明いたします。

第2条の表中、唐桑運動場の位置について、「唐桑町宿浦 400 番地2」を「唐桑町宿浦 1 番地1」に改めるものであります。

18 ページにお戻り願います。附則でございますが、この条例は令和2年10月1日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○小山教育長

只今の説明に対し、御質問等ございませんか。

(質問なし)

○小山教育長

質問等がないようですので、議案第1号「気仙沼市運動広場条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」を決するに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、議案第1号は、原案のとおり決するものとします。

(5) 教育長一般事務報告

○小山教育長

次に、教育長一般事務報告に移ります

教育長一般事務報告第1号「新規招致外国語指導助手(A L T)について」をお願いします。

○事務局(学校教育課長)

一般事務報告第1号資料「新規招致外国語指導助手(A L T)について御説明いたします。21 ページを御覧下さい。

新しいA L Tシャミル・オーワルは、アメリカ合衆国出身です。この7月まで、七ヶ宿町でA L Tとして勤務しておりました。紹介については資料を御覧ください。

津谷中学校をホームスクールとし、同じ中学校区にある津谷小学校、小泉小学校で指導にあたります。

7月中に配置校への顔合わせのために挨拶回りを行い、8月3日からは勤務校で子どもたちを相手に授業を行っております。

気仙沼市では、新しいA L Tを含めて現在9名のA L Tがおります。本来は10名なのですが、新型コロナウイルスのため4月に来日予定だったA L Tが赴任できていないという影響が出ております。

新しいA L Tが気仙沼の生活に慣れ、力いっぱい勤務できるよう支援していきたいと

考えております。新規任用ALTについても、これまでのALT同様、よろしくお願いいたします。

○小山教育長

教育長一般事務報告第1号に対して、御質問等ございませんか。

(質問なし)

○小山教育長

続きまして、教育長一般事務報告第2号「気仙沼市文化財保護巡視員の委嘱について」
をお願いします。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書22ページを御覧願います。気仙沼市文化財保護巡視員の委嘱について御報告いたします。

本件は、気仙沼市文化財保護条例第38条及び気仙沼市文化財保護巡視員規則第1条の規定により任期満了に伴う文化財保護巡視員を新たに委嘱したもので、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間であります。

委嘱した巡視員は、文化財の保護に深い関心のある5名の方で、すべて再任となっております。

以上のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

○小山教育長

教育長一般事務報告第2号に対して、御質問等ございませんか。

(質問なし)

○小山教育長

以上で、教育長一般事務報告を終了いたします。

(6) その他

○小山教育長

次にその他に入ります。

○事務局

次回教育委員会定例会の開催について

9月9日(水) 14時 教育委員会会議室

(7) 閉会 14時20分

○小山教育長

以上をもちまして、8月の教育委員会定例会を閉会いたします。

議事録作成者 教育総務課課長補佐兼総務係長 村上 明

議事録の正当なるを認めます。

令和2年 月 日

議事録署名委員

教育委員

教育委員